解説（最近の改正 他）

◎協定規則の採用等により、審査規程は度重なる改正が行われている。改正によりその取扱い（適合性）が大きく変わることもある。

◎本項目では近年改正等された以下の項目について解説している。

1 車両番号標の表示位置及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 解説 1
2 連鎖式点灯の方向指示器（シーケンシャルウインカー） 解説 16
3 排気管の開口方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 解説 26
4 灯火の光源を LED に変更した場合・・・・・・・・・・・・・・ 解説 30

★注意点

◎いずれも公論出版調べである。実際の検査等において取扱いが異なる場合がある。

1 車両番号標の表示位置及び方法

◎国土交通省は平成 27 年 12 月、車両番号標等をカバー等で被覆することを禁止するほか、一定の方法等において表示しなければならないとして、省令等を改正した。施行は平成 28 年 4 月。

◎また、表示方法等を明確化するため「自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（＊）」及び「自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（＊）」を新たに制定した。

＊本書において「車両番号標の表示に係る新基準」としてまとめている。

◎本書は二輪自動車に特化した書籍であることから、本項目においても二輪自動車の規定を抜粋していることを申し添える。

★事例４：上向き 45°に角度変更

《平成 33 年３月 31 日以前の検査・届出車》

①番号が判読できる見やすい角度であると判断…適合○

②番号が判読できる見やすい角度でないと判断…不適合 ×

《平成 33 年４月１日以降の検査・届出車》

①上向き 40°超…不適合×

★事例５：裏返し・上下逆

《全年式》

…不適合×

4　灯火の光源をLEDに変更した場合

▷審査規程７－71（車幅灯）～７－87（方向指示器）

◎自動車に装着されている灯火の光源に白熱バルブが使用されているものをLED光源に変更した場合、その判断に迷うところがある。例えば、番号灯の光源に５Wの白熱バルブが使用されているものをLEDに交換した場合、その電力は５W未満になるものとおもわれる。

◎現車SR400（1JR）の番号灯の光源は尾灯と兼用の制動灯と同一の光源であり、21/5Wの白熱バルブが使用されていた。それを汎用LEDの代替品に交換し、電圧及び電流の測定を行ったところ、次のような結果となった（LEDの形状はP32参照）。

《実測値》

	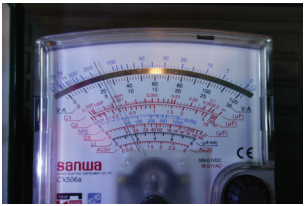
14.5V（測定レンジDCV30）	60mA（測定レンジDCA0.3）
電力W＝電圧V×電流A＝14.5V×0.06A(60mA)＝0.87W	

◎従って、白熱バルブをLEDに交換した場合、５W以上30W以下等の電力基準を適用させることは難しくなる。しかし、各灯火は昼間もしくは夜間において一定距離からその点灯を確認できることという距離規定が定められている。そこで、本項目では各灯火の確認距離をまとめた。また、SR400(1JR)の番号灯(尾灯及び制動灯と兼用）の光源を汎用LEDに交換し点灯させ白熱バルブと点灯の比較を行った。

■本書について

審査規程第 17 次改正（平成 30 年４月１日施行）までを収録

本書は、自動車整備士の方を対象に、二輪自動車の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査事務規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については弊社発行の法令集「保安基準と審査事務規程と解説」などで確認してください。

《第８章の構成の見直しについて》

◎審査事務規程第13次改正により、改造等による変更のない使用過程車に適用される第８章の規定が大幅に削除された。具体的には構造等の要件が極力削除され、劣化や摩耗等の確認に関する規定のみ残された。

◎継続検査において、第８章の規定が適用されるのは次の自動車の部分である。

①自動車またはその部品の改造、装置の取付けまたは取外しその他これらに類する行為により、構造、装置または性能に係る変更が行われていない部分

②構造または取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分

③用途、車体の形状または使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分

◎ただし、本書において上記①～③に該当する自動車であるか実際に判断することが困難である等の理由により、改造等により変更のある使用過程車に適用される第７章の基準を併記している。

◎また、**改造等による変更のない使用過程車についてはすべての灯火関係において「見通しに関する要件」の基準は適用されない**。しかし、上記の理由により見通しに関する要件も記載している。

審査規程は、平成 30 年 4 月 1 日施行の審査規程第 17 次改正までを収録しています。このため、第 18 次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、独立行政法人自動車技術総合機構のホームページを参照するなどして対応して下さい。

基本的に二輪の小型自動車を対象としています。なお、審査規程第 13 次改正時、検査コースにおいて審査することのない軽二輪自動車の規定が削除されました。しかし本書において、重要と思われる近接排気騒音の数値等について従来どおり収録しています。

保安基準について、その規定内容が二輪自動車とあまり関係がない場合は、記載していません（例えば、軸重は 10 トン以下であることなど）。

製作時期については、おおむね昭和 54 年以降の自動車を対象としています。従って、車齢が 40 年を超える自動車については、ご注意ください。

本文では法令の名称について次のような略称を用いています。

〔法令の略称〕

◎保安基準：道路運送車両の保安基準

◎審査規程：独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程

◎実施要領：自動車検査業務等実施要領

◎細目告示：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

◎適用関係告示：道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示

◎車両法：道路運送車両法

◎施行規則：道路運送車両法施行規則

◎点検基準：自動車点検基準

◎登録規則：自動車登録規則

■独立行政法人自動車技術総合機構
審査事務規程 第14次改正

公論出版が発行する審査事務規程の原文集です。

第１章～第８章＋別表＋様式＋別添まで完全収録！

原文と同じ２段組です！

もちろん第７章も完全収録！

総1396ページ。

［定価6,000円／平成30年１月発行］

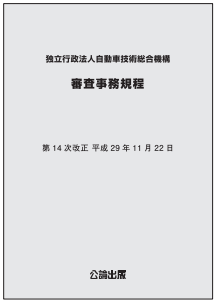

■二輪車打刻位置ハンドブック

二輪車の車台番号と原動機型式の打刻位置を収録している日本で唯一の本です。

国産118車種、輸入車24車種の打刻位置をイラスト、写真で解説。また、車名が不明でも、車体形状等から打刻位置が分かります。

［定価1,500円／平成19年12月発行］

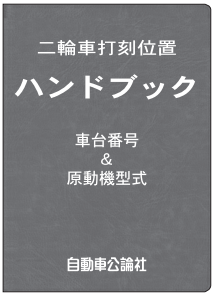

■自動車検査ハンドブック　平成30年版
※毎年４月改訂

四輪以上の自動車の継続検査に必要な保安基準・審査規程を収録しています。

関係法令（指定部品等について他）、技術情報も収録しています。

［定価2,000円／平成30年４月発行］

※サイズを大きくした「ワイド判」もあります（同一価格2,000円）。

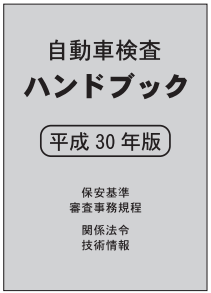

■自動車打刻位置ハンドブック　平成30年版

10年分の乗用自動車（国産及び輸入車）、貨物用自動車（国産のみ）の自動車の車台番号と原動機型式の打刻位置を分かりやすく図解したものです。車台番号・原動機の打刻について、検査証に記載されているものと同一であるかの確認が点検＆検査時には必ず必要となります。

［定価2,000円／平成30年２月発行］

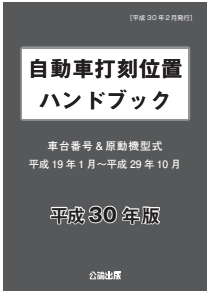

■車検○×写真集　VOL.１＆２

保安基準に適合・不適合の判定の難しいグレーゾーンの自動車部品を実車に装着し、その適否のポイントを分かりやすく解説したものです。判定が難しい事例については、実車（改造車）を検査場に持ち込んで検査官に判定してもらいました！

［定価各2,500円／ Vol. １平成24年１月発行、Vol. ２平成26年10月発行］

■図解　自動車の用途区分と特種用途自動車の構造要件［平成30年５月］

自動車の用途区分及び特種用途自動車の継続検査に必要な構造要件をまとめたものです。また、「乗用自動車から貨物用自動車へ構造等変更検査を行った実例」及び「登録されているキャンピング車の判定例」を収録しています。

［定価3,000円／平成30年５月発行］

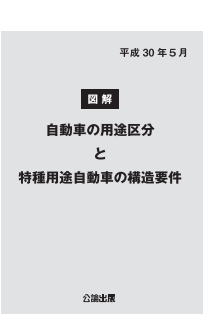

■不正改造防止ガイドブック（第２版）

審査規程第58次改正収録版

保安基準・審査規程の重要な項目をイラストにより分かりやすく解説しています。

文章だけでは保安基準を理解できない…という方はぜひ本書をご覧になって下さい。対象は乗車定員10人以下の乗用車としています。

［定価2,000円／平成24年７月発行］

■保安基準 図解○×集　－乗用車編（第二版）－

保安基準に適合する（○）事例と適合しない（×）事例を分かりやすく図で解説したものです。その為詳しい説明は省き、文章をなるべく少なくしています。保安基準の知識があまりない方でも、適否が分かるように編集してあります。お客様への説明用にいかがですか？

［定価2,000円／平成28年８月発行］

■保安基準 図解○×集　－貨物車編－

保安基準に適合する（○）事例と適合しない（×）事例を分かりやすく図で解説したものです。その為詳しい説明は省き、文章をなるべく少なくしています。保安基準の知識があまりない方でも、適否が分かるように編集してあります。お客様への説明用にいかがですか？

［定価2,800円／平成25年11月発行］

■目　次

◆最近の主な審査規程の改正 ―― 12
◆検査機器による判定基準と指定記録簿の記載例 ―― 16

第Ⅰ章　保　安　基　準

総　則

第１条［１－３］用語の定義 ―― 28
騒音カテゴリ ―― 47
二輪自動車の基準を適用する自動車［１－４］ ―― 48
第１条の２［１－５］燃料の規格 ―― 49

大きさ関係

第２条［８－２］長さ、幅及び高さ ―― 49
第３条［８－３］最低地上高（参考） ―― 53
第５条［８－６］安定性 ―― 56

原動機・シャシ関係

第８条［８－９］原動機及び動力伝達装置 ―― 59
第９条［８－11］走行装置 ―― 61
第10条［８－12］操縦装置 ―― 65
第11条［８－13］かじ取装置 ―― 72
第11条の２［８－14］施錠装置 ―― 75
第12条［８－17］二輪自動車の制動装置 ―― 76
第14条［８－21］緩衝装置 ―― 81
第15条［８－22］燃料装置 ―― 83
第17条の２［８－25］電気装置 ―― 84

車体関係

第18条［８－26］車枠及び車体 ―― 85
第20条［８－37］乗車装置 ―― 90
第21条［８－38］座席（運転者席） ―― 90
第27条［８－49］物品積載装置 ―― 91

騒音・排出ガス関係

第 30 条［８－53］騒音防止装置 ―――― 92
最高出力時の原動機回転数の例 ―――― 127
第 31 条［８－54･55］排出ガス発散防止装置（性能） ―― 130
第 31 条［８－56］排出ガス発散防止装置（機能維持） ―― 133
第 31 条［８－57］排出ガス発散防止装置
（ブローバイ・ガス還元装置） ―――― 135
第 31 条［８－60］排出ガス発散防止装置（排気管） ―― 137

灯火関係

灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法［別添 13］ 140
測定機器（色彩照度計）による灯光の色の測定方法［別添 13］
―――― 155
第 32 ～ 41 条　灯火等の性能と取付に関する共通基準 ―― 163
第 32 条［８－62］走行用前照灯 ―――― 165
第 32 条［８－63］すれ違い用前照灯 ―――― 173
第 32 条［８－64］配光可変型前照灯 ―――― 176
第 33 条［８－67］前部霧灯 ―――― 177
第 33 条の２［８－69］側方照射灯 ―――― 180
第 33 条の３［８－70］低速走行時側方照射灯 ―――― 182
第 34 条［８－71］車幅灯 ―――― 182
第 34 条の３［８－72 の２］昼間走行灯 ―――― 185
第 35 条［８－73］前部反射器 ―――― 186
第 35 条の２［８－74］側方灯 ―――― 188
第 35 条の２［８－75］側方反射器 ―――― 191
第 36 条［８－76］番号灯 ―――― 193
第 37 条［８－77］尾灯 ―――― 194
第 37 条の２［８－78］後部霧灯 ―――― 198
第 38 条［８－81］後部反射器 ―――― 201
第 39 条［８－84］制動灯 ―――― 203
第 39 条の２［８－85］補助制動灯 ―――― 205
第 40 条［８－86］後退灯 ―――― 207
第 41 条［８－87］方向指示器 ―――― 210

第 41 条の 2 ［8 － 88］補助方向指示器 ―――― 217
第 41 条の 3 ［8 － 89］非常点滅表示灯 ―――― 218
第 41 条の 4 ［8 － 90］緊急制動表示灯 ―――― 218
第 41 条の 5 ［8 － 91］後面衝突警告表示灯 ―――― 219
第 42 条［8 － 92］その他の灯火等の制限 ―――― 219
デイライト、LED テープの取り扱い（編集部）―――― 228
灯火の光度測定例（編集部）―――― 229

警音器・後写鏡・速度計 他

第 43 条［8 － 93］警音器 ―――― 230
第 43 条の 2 ［8 － 94］非常信号用具 ―――― 233
第 43 条の 5 ［8 － 97］盗難発生警報装置 ―――― 234
第 44 条［8 － 99］後写鏡 ―――― 234
第 46 条［8 － 102］速度計等 ―――― 238
第 49 条［8 － 107］緊急自動車 ―――― 241
第 53 条［8 － 114］乗車定員 ―――― 243
第 53 条［8 － 115］最大積載量 ―――― 243

第Ⅱ章　関　係　法　令

1．自動車部品を装着した場合の取扱い ―――― 244
2．長さ・幅・高さの変更 ―――― 249
3．不適切な補修（保安基準に適合しない補修）―――― 250
4．検査ラウンドの設定 ―――― 253
5．自動車検査場における秩序維持（抜粋）―――― 254
6．製作年月日 ―――― 258
7．自動車検査時の再入場 ―――― 260
8．自動車検査時の書面の提示 ―――― 261
9．改造自動車の届出が必要な範囲 ―――― 263
10．基準適合性審査時におけるその他確認事項 ―――― 270
11．自動車検査証等の記載事項 ―――― 272
12．自動車検査証備考欄の内容 ―――― 276
13．排出ガス規制の識別記号 ―――― 281
14．自動車の種別 ―――― 285

15. 分解整備事業の作業場等の面積 ―― 287
16. シビアコンディションの判定例 ―― 288
17. 二輪車用フェアリングの技術基準 ―― 288

第Ⅲ章　技　術　情　報

1．タイヤの適用リム一覧 ―― 290
2．タイヤの呼びの例 ―― 297
3．ロードインデックスに対応する負荷能力 ―― 299

第Ⅳ章　図　解　○　×　集

大きさ関係

1．部品の装着等による長さ・幅・高さの変化 ―― 302

原動機・シャシ関係

2．エンジンの油・水漏れ ―― 303
3．エア・ファンネル（エア・クリーナの取り外し） ―― 304
4．インジェクションからキャブへ変更 ―― 305
5．チェーン、スプロケットの損傷 ―― 306
6．タイヤの溝 ―― 307
7．リジット・サスペンション（リヤ） ―― 308
8．ローダウン・サスペンション（リヤのみ） ―― 309
9．ローダウン・サスペンション（フロント＋リヤ） ―― 310
10. JWL マーク（ホイール） ―― 311
11. 四輪用タイヤ ―― 312
12. マスタ・シリンダの交換 ―― 313
13. ブレーキ／クラッチ・レバーの交換 ―― 314
14. グリップ・エンド ―― 315
15. ブレーキ液の漏れ ―― 316
16. ブレーキホース、ケーブルの損傷 ―― 316
17. セパハン ―― 317
18. FRP 製ガソリン・タンク ―― 318
19. ジョッキーシフト ―― 319
20. ロンスイ（ロング・スイングアーム） ―― 320

［目　次］

車体関係

21. 純正カウルの取り外し ―― 321
22. カウルの装着 ―― 322
23. フロント／リヤ・フェンダの交換 ―― 323
24. グラブ・バー、シート・バンドの取り外し ―― 324
25. バック・レストの装着 ―― 325
26. シングル・シートの装着 ―― 326

騒音・排出ガス関係

27. 触媒の取り外し ―― 327
28. ブローバイ・ガス・フィルタ（大気放出） ―― 328
29. マフラ切断 ―― 329
30. 芯（バッフル）抜きマフラ ―― 329

灯火関係

31. ストロボ、フラッシュライト ―― 330
32. パトライト ―― 330
33. スピーカー・イルミネーション ―― 331
34. LED テープ ―― 332
35. 前照灯の HID 化 ―― 333
36. すれ違い用前照灯 ―― 334
37. 電球から LED へ交換 ―― 335
38. 反射器 ―― 336
39. 片側 1 個のみの方向指示器（ステップ部など） ―― 337
40. ハイフラッシャー方向指示器 ―― 338
41. 方向指示器の追加 ―― 339
42. 赤色灯火の追加 ―― 340

警音器・後写鏡・速度計 他

43. ミュージックホーン ―― 341
44. マイル表示の速度計 ―― 342
45. 後写鏡の取り外し ―― 343

■索　引 ―― 344

最近の主な審査規程の改正

■第 13 次改正／平成 29 年 10 月施行

①審査規程の構成大幅見直し

改造等による変更のない使用過程車に適用される第 8 章の規定が大幅に削除された（詳細は前書参照）。

②基準適合性審査時における確認事項追加

自動車検査時、自動車登録番号標等について、カバーの有無等を確認することとなった。不適切状態の場合、具体的な対応処理が行われる。

③軽二輪自動車の規定削除

検査コースにおいて審査することのない検査対象外軽自動車の規定が削除された。なお、本書においては近接排気騒音の数値等、重要と思われる規定については従来どおり収録している。

④排気管の突出量明確化

平成 29 年 10 月 10 日以降に製作された自動車について、長さ方向 50mm 以内の突出可及び幅方向の突出禁止と明確化された。

■第 11 次改正／平成 29 年 6 月施行

①車体の外形基準明確化

排気管を大きく上方へ延長した形状（通称、竹槍マフラー）については車枠及び車体の基準に適合しないとイラストにより明確化した。

②排気管開口方向の基準削除

排気管の開口方向の傾きは車両中心線に対して左右 30°以下であることと定められていたが、この基準が削除された。

■第 10 次改正／平成 29 年 5 月施行

①すれ違い用前照灯基準緩和

従来、右側通行用の配光特性を有するすれ違い用前照灯は基準不適合とされていた。しかし、一定の要件を満たすものについては基準に適合すると緩和した。

検査機器による判定基準と指定記録簿の記載例

注意１：記載例は、「指定整備記録簿の記載要領について」の他、関ブロ検査員研修資料等に基づく。

注意２：制動力計算時の末尾処理等について、ブロックにより異なる場合がある。本項目は関東ブロックの資料に基づいて作成している。最終的には該当ブロックの基準を確認すること。

■タイヤの振れ（保安基準第９条）

《記載例とポイント》

タイヤの振れ
① 良・否

①速度計の誤差を測定する際に、駆動輪の振れを視認等で確認する。著しい振れがなければ「良」に〇印を付ける。

■ブレーキ（保安基準第12条、13条）

項　目		判定基準　［　］内は制動力の計測単位
主制動装置	制動力の総和　※１	［N］4.90N/kg以上（湿潤時は3.92N/kg以上）
		［kg］50％以上（湿潤時は40％以上）
	後車輪の制動力の和	［N］0.98N/kg以上（後軸重）
		［kg］10％以上（後軸重）
駐車ブレーキ	制動力の総和	［N］1.96N/kg以上
		［kg］20％以上

計測の条件：検査時車両状態＝空車状態＋55kg（運転者１名）

※検査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を前軸重とみなす。

※１ブレーキ・テスタのローラ上で車輪がロックした場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するものとみなす。

第４条［８－４］車両総重量
第４条の２［８－５］軸重等
※省略。

第５条　安定性

▷審査規程８－６、細目告示第164条。
◎改造等による変更のないものは［**審査事項なし**］。
◎自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。

■前軸荷重の割合

◎空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20％以上であること。ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りではない。

★解説：実車の荷重割合の例

次の自動車について、メーカーの諸元表から車両重量と車両総重量の前軸荷重割合をそれぞれ算出した。

通称名［型式］	重量	前軸重	前軸荷重割合
ホンダ・シャドウスラッシャー400［NC40］	車両重量　232kg	108kg	約47％
	車両総重量 342kg	134kg	約39％
ヤマハ・BOLT［VN04J］	車両重量　247kg	115kg	約47％
	車両総重量 357kg	128kg	約36％

■側車付二輪自動車の荷重割合

◎側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積車状態における側車の車輪の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35％以下であること。

◎積車状態における側車付二輪自動車の側車輪の接地部にかかる荷重（W）は、次の例により算出した値とする。

$$W = w + \frac{a \times p}{T}$$

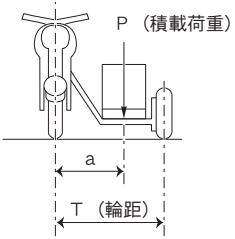

【側車付二輪自動車の側車輪にかかる荷重】

［各記号の意味］

w：空車状態における側車輪の接地部にかかる荷重

p：積載物品又は乗車人員による荷重（側車における物品積載装置又は乗車装置の幅の中心に集中荷重として作用するものとする）

a：車両中心線から、荷重pの作用位置までの最短水平距離

T：輪距（側車付二輪自動車を平坦な面に置いたときの、車両中心線から側車輪のタイヤ接地部中心点までの最短水平距離。なお、三輪以上の自動車にあっては、直進姿勢にある空車状態の自動車を平坦な面に置いたときの前車輪又は後車輪のそれぞれの左右のタイヤ接地部中心点間の水平距離を車両中心線に直角に測った長さとする）

［第27条　物品積載装置］

〔参考：自動車の乗車又は積載の制限（道路交通法施行令第 22 条）〕

◎積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。
①大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の前後から 0.3m を超えてはみ出さないこと。
②大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の左右から 0.15m を超えてはみ出さないこと。

第28条［８－50］高圧ガス運送装置
第29条［８－51･52］窓ガラス
※省略。

目　次　騒音・排出ガス関係

- 第30条［８－53］騒音防止装置 ―― 92
- 最高出力時の原動機回転数の例 ―― 127
- 第31条［８－54･55］排出ガス発散防止装置（性能） ―― 130
- 第31条［８－56］排出ガス発散防止装置（機能維持） ―― 133
- 第31条［８－57］排出ガス発散防止装置（ブローバイ・ガス還元装置） ―― 135
- 第31条［８－60］排出ガス発散防止装置（排気管） ―― 137

第30条　騒音防止装置

▷審査規程７・８－53

◎内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、基準に適合する消音器を備えなければならない。

◎排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているものは基準に適合しないものとして取扱うものとする［審査規程４－４］。

■性能に関する要件

◎自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

◎自動車の発する騒音が次の基準に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

★編注：規定で使用されている用語「使用過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車」とは、使用過程車を改造し、検査証の型式欄に「改」と付記されたものが該当する。なお､「側車付二輪自動車として型式指定等を受けたもの（「改」なし)」及び「新車新規検査時に二輪自動車を改造し側車付二輪自動車に改造したもの（「改」あり)」については、「使用過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車」に該当しないものと思われる。

改造等による変更のない使用過程車 （第８章の規定が適用される自動車）

【側車付二輪自動車（＊)】

＊使用過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車を除く。

◎側車付二輪自動車は、別添９「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、94dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。

【二輪自動車及び
使用過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車】

◎次に掲げる自動車は、次に定める構造であること。ただし、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。

①二輪自動車または使用過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

- 別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。
  ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

改造等により変更された使用過程車 （第７章の規定が適用される自動車）

【側車付二輪自動車（＊）】

＊使用過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車を除く。

◎側車付二輪自動車は、別添９「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、94dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。

二輪自動車 検査ハンドブック
平成30年版
（2018・19年）

無断転載・複製を禁ず

■発行日　平成30年６月20日

■定　価　3,000円（税込み）送料別

■発行所 株式会社 公論出版

お求めは、
自動車修理専門書店TEBRA へ

https://tebra.jp/